

大阪府猟友会猟野競技会審査基準について

かねてからの要望のあった大阪府猟友会独自のトライアル審査基準は、猟犬部会の慎重な討議の結果、下記のとおり決定しました。なお、各条文についての解説も同時に審議せられましたので各条文ごとにその解説も掲げますので御一読の上、本会トライアルに挙って参加していただきますようお願いいたします。

大阪府猟友会猟野競技会審査基準とその解説

(以下基準はゴシック、解説は明朝体)

1. 出 場 資 格 内外諸団体の登録犬であること。
2. (1)対 象ゲ ー ム 我国に生息する野生狩猟鳥の内、キジ、コジュケイ、ウズラ、ヤマシギ、とするもゲームの生息密度を勘案し、猟犬委員会等で協議を経た前記鳥類中の放鳥類も補充されることもある。
(2)出 場 部 門
 - 1) 幼 犬 部 門 競技会当日生後6ヶ月以上1年6ヶ月未満の犬
 - 2) 若 犬 部 門 競技会当日生後1年6ヶ月以上3年未満の犬
 - 3) 成 犬 部 門 競技会当日生後3年以上の犬

3. 審 査 基 準

第1条 本猟友会における被審査犬は、我国の猟野にて実猟に使役される理想的な鳥猟犬を対象とするものである。

(解 説)

本条では被審査犬に対する考え方を示したものであって、対象犬はあくまでも実猟に使役しているものである。今日各地で行われているトライアルのためのトライアル犬は対象外と考え、実猟犬であるという原則に基いて以下の各条についての考え方を統一しなければならない。

第2条 被審査犬は実猟に則した能率的で力強く、美しい行動と共に頭脳的であり、猟欲並に自主性、協調性等を表わし、優れたバードセンスを示さねばならない。

(解 説)

個々の行動については以下の条項で具体的に詳述するが、被審査犬の搜索態度や、頭の使い方、ハンドラーとの協調性等、全般的な状態について観察することを規定したものである。

第3条 搜索は風向、その他環境に順応し地形に応じてゲームの付き場を合理的なレンジとスピードを以って常にコースの前方又は両側を能率的に搜索し、ハンドラーの後方を搜索してはならない。

(解 説)

本条では被審査犬の搜索に当たってのレンジとスピードを記述したが、実際問題としてはハンドラー即ち狩猟者の年令や脚力の強弱差によってレンジやスピードに対する考え方は異なっていると考えるが、狩猟競技会においては何れについても同じ視野に立脚して臨まなくてはならない昨今の様なゲームの生息状態では、足許をあまり離れない様な犬では実猟においても役立たないことは事実である。我国の猟場は谷間あり広々とした原野あり、樹木の茂った森林あり誠に複雑である。そこで之等の地形に応じて広い処は伸々と、広いレンジを示し又谷間等では左右両側をくまなく搜索しなければならない。又スピードとは被審査犬の走る早さではなく、与えられたコースを必要に応じて成可く早くして、くまなく狩ることである。

第4条 与えられたコースから逸脱したり、暴走、又はカットバックをしたり、ハンドラーと長時間連絡を断つなどの状態をしてはならない。

(解 説)

本条では暴走したり、期待しない遠方までレンジを延ばし過ぎ、それに至るまでのゲームを放棄するが如き状態であったり、又例えば遠方で鳥臭を捕ポイントをしても狩猟者が到達するのに困難であったりした場合審査の対象とはなり難い。カットバックとは最初に走って行った同じところを戻ってくる無墮な行動をいうが、実猟においては主人の呼びに応じて同じところを戻ることが、しばしば見受けられる。この場合はカットバックとはみなさない。被審査犬が自らの意志で同じところを通って戻る場合はカットバックとして多少の減点は止むを得ない。又ブッシュ等で深く進入してハンドラーとの連絡を断ち、呼べど戻らぬときは減点の対象となる。通常予定された競技時間の三分の一程度の時間が行方不明であれば一種の暴走とみなされる。

第5条 鳥臭については、常にゲームの体臭を求め、正確なるバードワークを示し、明確なるポイントをしなければならない。又ポイントは確実に行き、ハンドラーの命令に応じて被審査犬自身が速やかにゲームを飛び立たせねばならない。ゲームが移動したときは直ちに追跡しなくてはならない。

(解説)

ここでは被審査犬の搜索態度とバードワーク及びポイントについて規定しているのであるが、外国の規定には適当な言葉がないが我国では昔年よりよくいわれる「認定」というものがある。即ちゲーム臭に対して立ち止り、いわゆる認定動作を行い、その後ジワジワとゲームに接近する態度で、之をよしとする向も多いが、現在のようなゲームの生息状況、特に日本キジに対しては余りジワジワ接近したのでは必ずといってよい位、ゲームが逃走する。従って認定はよいとしても鳥臭を捕えてから後の動作は成可く早くゲームに接近し力強いポイントをしゲームが逸走しない様に押え込むだけの力をもつものでなければならない。

第6条 ゲームを飛び立たせた後は、静かに見送り、後追いやい鳴き等をせず、主命により直ちに次の行動に移さねばならない。

(解説)

本条ではゲームの処理を取り上げたもので、後追いはいけないと規定してある。然しながら実猟面においてゲームがでると多少追うものが多いのでこの点一步たりとも動いてはならないと解釈しない。直ちに次の行動に移るということは、射獲したゲームの回収命令や、次の動作の命令に対して支障のない程度の後追いについて、寛容な態度で審るべきである。

ゲームが飛び立った後を、鳴きながら追いかけて行く場合は、ファンド的動作であるので不可とすべきであるが、深いブッシュの中等で主人が見えず、一声二声発する声は追い鳴きとしない。原則は声の出ない方がよい。

第7条 競技中相手犬に対しては、常に冷静にして自主的に行動し、トレーリングや威嚇等にて相手犬の行動に支障を与えてはならない。

又相手犬のポイントを視認したときは、バックングを行うをよしとする。

(解説)

ここでは競技の相手犬と関連したマナーについて規定したものである。普通我が国での実猟は一頭の猟犬で猟野に臨む場合が多い。従ってバックング動作の機会が少いし且つ米系のものについてはバックングは大体訓練を施して実行させている。我が国での狩猟者の大方はそれまでの訓練はされていない実情ではあるが、相手犬のポイントを視認したときはバックングを行うをよしとする。又我が国特製の言葉にダブルポイントがある。トライアル用語ではデバインドット、ポイントといわれるが、要するに二頭の被審査犬が同一のゲームに対して同時に又は少しの時間差でポイントする場合がある。この場合ブッシュ等の加減で相手犬のポイントを視認することができず、双方共に臭をつけて行ってポイントをする場合があるが、この様な場合は問題でないが、相手犬のポイントを視認しながらも前進して並んでポイントをした場合、スティールポイントとして減点の対象となる。尚、相手犬の先に出てポイントをし、ましてゲームを追い出してしまうことは当然減点とされる。

第8条 若犬の審査に当っては、前条までの審査基準に準拠するが完成犬には至らないので多少の足臭をとったり、風向の利用ができず、又多少粗放である点は許容され、又次の搜索に支障をきたさない程度のゲームに対する興奮は許される。

第9条 幼犬の審査に当っては、猟能の本質にいて審査するものであるので、天性の素質審査を第一とし、自主性、協調性、服従性やブッシュ等に入り込む勇氣、ゲームに対する積極性と共にランニングスタイルを中心として審査される。

(解説)

この条項は、若犬と幼犬についての許容される範囲と、特に中心として審るべき点を記載しているが、審査理念については成犬部門を審るものと何等変りはない。

第10条 各部門の審査に当っては、被審査犬が競技会当日の出場時間内に表現した猟能、猟技について審査員の経験により公平無私な判断をもって判定評価をする。

(解説)

出場時間内に表現した猟能、猟技の一部分のみをもって評価すべきではなく、時間内における総合的評価をもって判定の対象となる。